

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ
ご利用ください

各種融資制度・補助

融 資

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種の融資制度を実施しています。

●小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

▼対象〓市内で、1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所

▼融資額〓1250万円以内（10万円単位）で、おおむね月平均売上額の範囲

▼資金使途〓運転資金、軽易な設備資金

▼返済期間〓96カ月以内

▼利率〓年0.8%（ほかに保証料0.5%、2.2%が必要）

▼申し込み〓市内の銀行・信用金庫の各支店または、市役所商工観光課

既借入などによつては、融資が受けられない場合もあります。

●勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と

福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携している融資制度です。

対象は、いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満65歳以下の方）です。

【住宅資金融資制度】

▼内容〓1世帯1物件で、50万円以上1千万円以下（返済は20年以内で年利3.04%）

金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

【生活安定資金制度】

▼内容〓1世帯100万円以内（返済は、4年以内で年利2.43%）

自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

★申し込み・お問い合わせは、東海労働金庫多治見支店（☎0133-〇133）へ。

●土岐市中心市街地等

出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、中心市街地などへ新たに

される方への融資制度です。

▼融資額〓1事業者500万円以内（出店資金総額の2分の1以内）

返済は最長7年（据え置き1年含む）で、年利2%（信用保証付きの場合1.6%）

▼対象者〓対象地域に、新たに店舗や事業所を開設する個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの

▼対象地域〓 中心市街地活性化基本計画に定める範囲 都市計画法に定める用途区域のうち、商業区域・近隣商業区域（JR中央線の北側を除く）

大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

▼申し込み〓市内の銀行・信用金庫の各支店

補 助

●小口融資等利子補給制度

12月31日までに各融資制度（市小口 県小口 協会小口 中心市街地等出店

資金）を利用された方を対象に、その利子の一部を補給します。

▼利子補給額〓年率2%の額または、支払った利子の額のいずれか低い額

●ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造や、ベンチャー企業の育成を推進する制度で、県融資制度（ベンチャー企業等支援資金 経営革新等企業再生支援資金 知恵産業創出促進資金）を利用された方を対象に補助を行います。

▼補助金額〓融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、1事業者200万円を限度

▼対象期間〓平成19年3月31日までに融資されたもの

★そのほかに、中心市街地などへの新たな出店に關しても、家賃補助や店舗を貸し出した方への補助制度があります。

詳しくは、商工観光課（内線2332）へどうぞ。